

【「後発医薬品使用体制加算１」に関する掲示】

当院は、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保健医療機関です

当院は、厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品を採用するにあたり、品質の確保・情報提供・安定的な供給の可否等の確認を行い、有効かつ安全な製品を選定しています。また医薬品の供給が不足した場合には、医薬品の代替品の提供や治療計画の見直しを行う等適切な対応を行います。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者さんにご説明いたします。

後発医薬品への変更についてご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは

先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効果、品質、安全性は同等なお薬です。